

入札説明書

秋田県立鷹巣技術専門校では、県有財産の有効活用を図りながら增收を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施します。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

物件番号	所在地	貸付箇所	台数	位置図	貸付面積
1	北秋田市綴子字街 道下191番地	鷹巣技術専門校 管理棟1階 自販機コーナー A	1	別紙の とおり	1.25m ²
2		鷹巣技術専門校 管理棟1階 自販機コーナー B	1		1.25m ²

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（自動更新なし）

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定された暴力団と密接な関係を有しないこと。
- ※暴力団と密接な関係を有するとは、次のいずれかに該当することをいう。
- ア 暴力団員が役員になっている事業者又は実質的に関与している。
- イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している。
- ウ 次に掲げる行為をしている。（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。）
- (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
- (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している認められる行為

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を全て誠実に履行した実績を有していること。
- (8) 秋田県税を滞納していないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月11日（水） 物件番号1 午後2時00分
物件番号2 午後2時15分

(2) 場所

北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立鷹巣技術専門校2階会議室

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札書は封筒に入れ、封筒の表面に件名（「物件番号」「設置公所名」「設置箇所」等）並びに住所・氏名を記載してください。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

その際の入札価格は、1(2)に記載した期間の設置が、安定的に継続できるような価格である必要があります。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。

(4) 再度の入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。
②再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約に移行するものとします。

(5) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがあります。

5 入札保証金

免除します。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- ③委任状を提出しない代理人のした入札
- ④不正行為による入札
- ⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

7 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る県職員にくじを引かせるものとします。

8 契約

- (1) 別添県有財産賃貸借契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 落札者は令和8年3月13日（金）までに、契約書に記名押印のうえ秋田県立鷹巣技術専門校に提出してください。
なお、契約は設置区画毎に契約書を作成することとします。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合（上記(3)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがあります。